

お知らせします 平成16年度決算

決算 バランスシート 行政コスト計算書

平成16年度の光市財政（病院・水道会計を除く）の決算（平成16年10月4日～平成17年3月31日）が確定しましたので、その概要をお知らせします。

決算

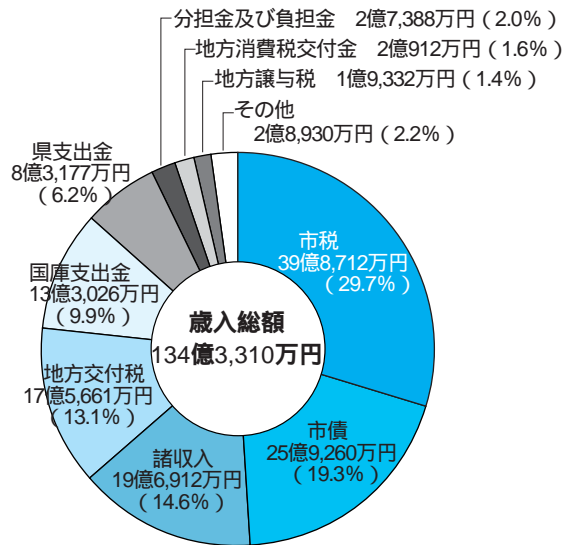
平成16年度の新「光市」では、厳しい行財政環境の中、「新市建設計画」に掲げる「光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市」を目標として、さまざまな分野で各種の事業に取り組みました。

その結果、一般会計において歳入134億3,310万円、歳出129億7,518万円で、歳入歳出の差引額は4億5,792万円となりました。このうち、翌年度に繰り越した事業に必要な一般財源793万円を差引いた実質収支では、4億4,999万円の黒字決算となりました。

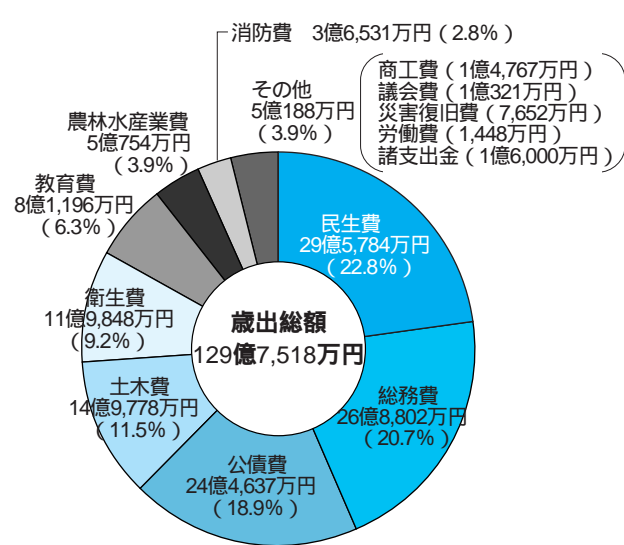
また、特別会計（8会計）は、合計で歳入86億8,679万円、歳出97億5,074万円で、歳入歳出の差引額は10億6,395万円となりました。なお、交通災害共済特別会計と訪問看護ステーション特別会計は、平成16年度をもって終了しました。

一般会計

歳入総額134億3,310万円の内訳



歳出総額129億7,518万円の内訳



特別会計

会計名	収入額	支出額	差引
国民健康保険	27億4,778万円	26億5,856万円	8,922万円
簡易水道	6,350万円	5,782万円	568万円
墓園	914万円	5,031万円	4,117万円
下水道事業	13億625万円	23億7,850万円	10億7,225万円
老人保健	26億8,751万円	27億6,006万円	7,255万円
介護保険	18億6,121万円	18億3,409万円	2,712万円
交通災害共済	34万円	34万円	0万円
訪問看護ステーション	1,106万円	1,106万円	0万円

市債（借入金）状況

会計名	平成16年度末現在高
一般会計	218億9,076万円
特別会計	
簡易水道	3億3,878万円
下水道事業	171億6,595万円
介護保険財政安定化基金	8,342万円
訪問看護ステーション	649万円



新市開庁式

平成16年度の主な事業

事業内容等	事業費
庁舎整備（合併関連含む）	2,212万円
地域公共ネットワーク基盤整備	5,613万円
光漁港広域漁港整備	2億335万円
光漁港海岸保全整備	5,793万円
道路新設改良	4,384万円
緑町住宅建設	3億6,899万円
小、中学校施設整備	1,947万円
災害復旧費（道路、施設等）	5,938万円

アスベストの使用が判明した施設とその対策

施設名	アスベスト使用の部屋及び箇所	アスベストの状態と対策等
室積公民館	図書室の天井	アスベスト使用の判明に伴い、一時使用停止措置を行ったが、アスベストは封じ込め状態にあり、また、粉じん濃度測定値(注1)も0.7本/で基準値以下であり、飛散の恐れはないことから、11月29日に使用停止を解除した。
	実習室の天井	アスベスト使用の判明に伴い、一時使用停止措置を行ったが、粉じん濃度測定値は0.5本/で基準値以下であり、飛散の恐れはないことから、11月29日に使用停止措置を解除した。1月中旬に飛散防止措置(注2)等の対策工事を行う予定。
光井中学校	体育館倉庫の天井	アスベスト飛散の恐れはないが、一時使用停止措置を行い、今後、囲い込み措置等の対策を実施した後に、一時使用停止措置を解除する予定。
光総合病院	人工透析室及び周辺部の天井裏	囲い込み措置済みであり、粉じん濃度測定値も基準値以下であることから、継続して使用する。
大和総合病院	中央棟（3か所） ・ボイラー室（地階） ・塔屋（屋上） ・塔屋（厨房屋上） いずれも天井及び壁	常時施錠している塔屋2か所及びボイラー室であり、いずれも粉じん濃度測定値は基準値以下であるため、安全対策を実施しながら継続使用を行い、今後、飛散防止措置等の対策を講じる。
	中央棟 その他5か所の天井または壁	いずれの箇所も囲い込み措置済みであり、粉じん濃度測定値も基準値以下であるため、継続して使用する。
図書館	展示電車の台車部の保温帯（暖房配管）	立入禁止措置としたが、塗装等による封じ込め措置を実施したため、12月13日に立入禁止措置を解除した。（車体老朽化のため車内への立入禁止は継続）

市では、アスベストが使用されている可能性のある市の公共施設16施設を対象に分析調査を行いました。その結果、アスベストが使用されていた施設は、表のとおり5施設であることが判明しました。また、併せてその後の対策を取りまとめましたので、お知らせします。

調査は、アスベストの使用の有無や含有量、また、空気中への飛散状態などを、国の基準に基づき専門会社に依頼して化学的に分析を行ったものです。

光市の公共施設等のアスベスト使用の状況と対策について

(注1) 粉じん濃度測定とは
空気中に飛散しているアスベストなどの繊維状の物質の本数を顕微鏡により確認する検査で、大気汚染防止法における基準値は、1リットル中10本です。

(注2) 飛散防止措置とは
囲い込み…アスベスト材の表面をアスベストを含まない建材で覆う方法
封じ込め…アスベスト材の表面に固着剤を吹き付けたり、内部に固化剤を浸透させ固着化させる方法
除去…アスベスト材を取り除く方法

その他の施設
・学校給食センターの大型揚物機1基にアスベストが使用されていますが、金属で囲まれており、安全であるため継続して使用します。

・島田四丁目新町公園に展示してある蒸気機関車については、アスベスト使用が判明したため、9月10日に立入禁止措置を行い、飛散防止対策を実施した後、11月11日に立入禁止措置を解除しています。

